

地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会 追加提出資料

平成29年10月
地方公共団体金融機構

目次

収支の状況	P1
公営競技納付金の活用状況	P2
経営におけるリスク管理	P3
適正なALM管理	P4
機構資金の会計別償還期間	P5
機構資金及び銀行等引受の調達状況（普通会計）	P6
機構資金及び銀行等引受の調達状況（公営企業会計）	P7
地方金融機構債の格付等	P8
国外債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行	P9
小規模団体における公募債の発行	P10
地方支援業務に対する評価	P11
（参考）用語解説	P12

収支の状況

(単位：億円)

科目 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	5,585	5,399	5,118	4,871	4,583	4,345	4,079	3,764
貸付金利息	5,530	5,358	5,084	4,824	4,535	4,271	4,033	3,719
その他	54	41	32	46	48	74	45	45
経常費用	3,083	2,924	2,817	2,740	2,703	2,540	2,390	2,162
債券利息	2,954	2,828	2,738	2,653	2,602	2,451	2,298	2,083
その他	128	96	79	87	101	89	92	79
経常利益	2,501	2,475	2,300	2,130	1,880	1,804	1,689	1,602
特別利益	2,350	2,339	2,326	5,814	8,802	2,291	5,282	4,273
公庫債権金利変動準備金取崩額	2,200	2,200	2,200	5,700	8,700	2,200	5,200	4,200
利差補てん積立金取崩額	150	139	126	114	102	91	82	73
特別損失	4,763	4,654	4,410	7,736	10,417	3,786	6,669	5,596
金利変動準備金繰入額	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
公庫債権金利変動準備金繰入額	2,563	2,454	2,210	2,036	1,717	1,585	1,469	1,396
国庫納付金	—	—	—	3,500	6,500	—	3,000	2,000
当期純利益	88	160	216	208	265	309	301	278

公営競技納付金の活用状況

- 公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の収益の均てん化を目的として、公営競技を行う地方公共団体が、その収益の一部を機構に納めるものであり、当該納付金は地方公共団体健全化基金に積み立てられ、その運用益（地方公共団体への貸付けで運用）等及び自己財源により機構特別利率と基準利率との利差を補てんしている。
- 機構発足以降、低金利環境が続く中で、基金運用益等（表中A）は減少傾向をたどってきたものの、平成26年度までは利下げ所要額（表中C）を上回る状況が続いてきた。
- しかしながら、平成27年度、平成28年度には基金運用益等が利下げ所要額を下回る状況になり、機構全体の収益の中で賄っている状況（表中B）であるが、なお一定の当期純利益を確保している。
- 今後とも、安定的な経営を図る中で、金融情勢等を踏まえながら、経営に支障のない範囲で適切な利下げを行っていく。

（単位：億円、表示単位未満切り捨て）

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
基金運用益等	A	326	280	231	218	217	212	154	138
うち 組入基金取崩額（※）		0	0	0	10	30	37	0	0
当該年度公営競技納付金		85	66	38	37	30	31	29	35
自己財源充当分	B	0	0	0	0	0	0	48	61
利下げ所要額	C	203	191	190	181	186	197	202	200
基金への積立	A+B-C	123	89	41	37	31	15	0	0
機構の当期純利益		88	160	216	208	265	309	301	278
基金期末残高		9,069	9,158	9,198	9,225	9,225	9,202	9,202	9,202
うち 組入基金		55	77	79	68	37	0	0	0
基本基金		9,014	9,081	9,119	9,156	9,187	9,202	9,202	9,202

※ 地方公共団体健全化基金は、機構法第46条第6項に基づき、取崩しが認められていないが、例外として、基金運用益から利下げ所要額を差し引いた剰余を積み立てた部分（組入基金）は取崩しが可能。

経営におけるリスク管理

- 機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、債券等借換え時の金利リスクを負っている。（逆に言えば、地方公共団体は機構から、借換えリスクを負うことなく長期資金を調達することができる。）
 - このため、機構においては、金利変動準備金等を設けてリスクに備えているほか、ALM^(※)委員会を設けて、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行い、デュレーション分析、シナリオ分析、VaR分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行った上で、分析結果を適切に機構の経営判断に反映し、金利リスクを軽減するよう努めている。
 - その一環として、デュレーションギャップ（一般勘定）を概ね2年以下とする管理目標を平成21年度から平成29年度までで設定し、その進捗状況とともに公表している。
 - この目標を達成するため、資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでいる。
 - 貸付けにおいては、資産（貸付け）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約4割を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしている。
- ※ ALMとは、資産（Asset）と負債（Liability）の総合管理（Management）を意味する。金融機関等において、財務の健全性を確保するために将来の資産と負債を予測し、総合的に把握しながらリスク管理を行う手法。

<デュレーションギャップ（一般勘定）の推移>

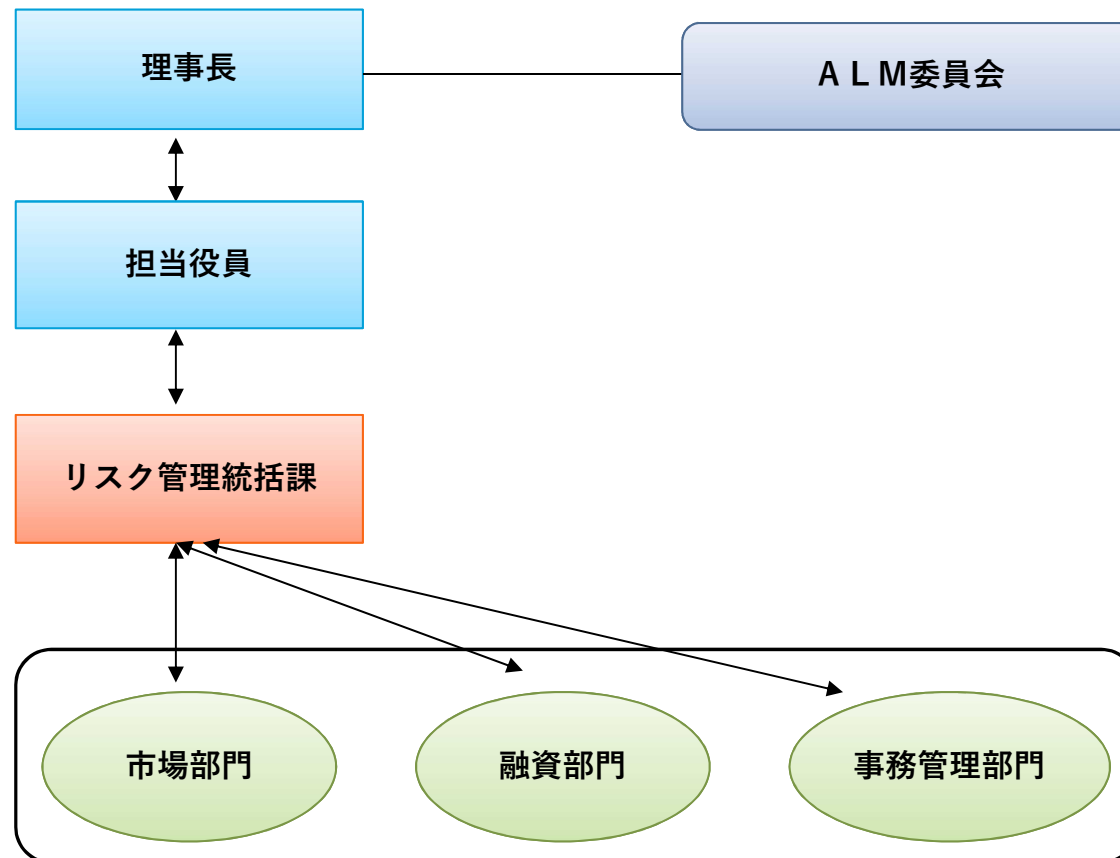
（単位：年）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
貸付デュレーション (A)	11.63	10.66	10.10	9.72	9.11	8.98	8.96	8.53
債券デュレーション (B)	10.49	9.54	9.13	8.61	8.04	7.83	7.66	7.34
デュレーションギャップ (A-B)	1.14	1.12	0.97	1.11	1.07	1.15	1.30	1.19

適切なALM管理

- 機構の資産・負債構造の特性に鑑み、金利変動リスクに関しては、金利変動準備金による対応を基本に、適切なALMによるリスク管理を実施。
- ALM委員会を設け、機構ALMの管理・監督を行うとともに、ALMの内容を適切に経営判断に反映し、安定的な経営を図っていく。

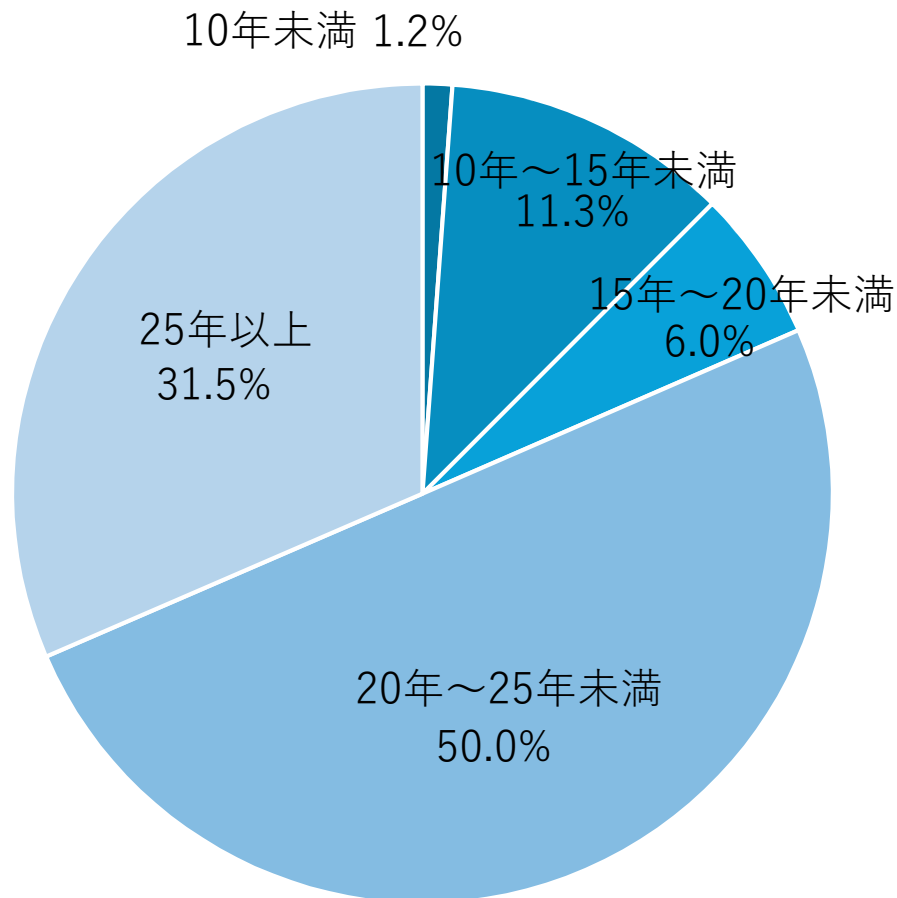
機構のALM管理体制



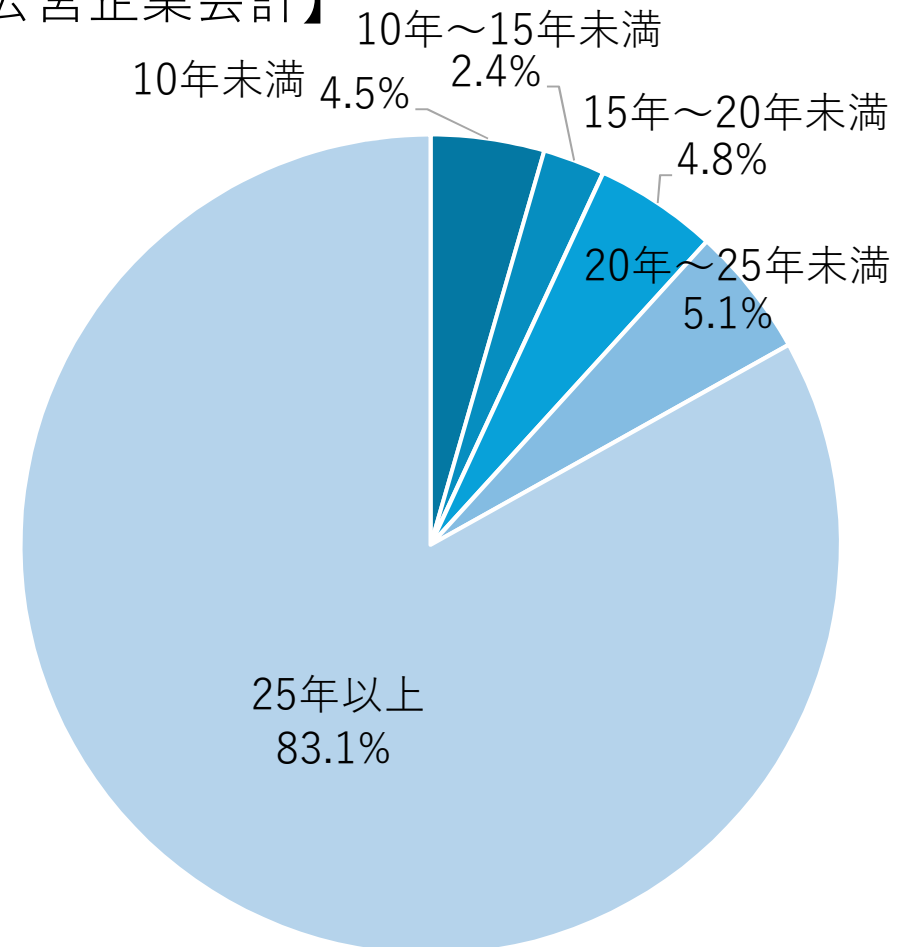
機構資金の会計別償還期間（平成27年度貸付ベース）

- 普通会計については、20年以上が約8割（20年～25年未満：50.0%、25年以上：31.5%）を占めている。
- 公営企業会計については、20年以上が約9割（20年～25年未満：5.1%、25年以上：83.1%）を占めている。

【普通会計】



【公営企業会計】

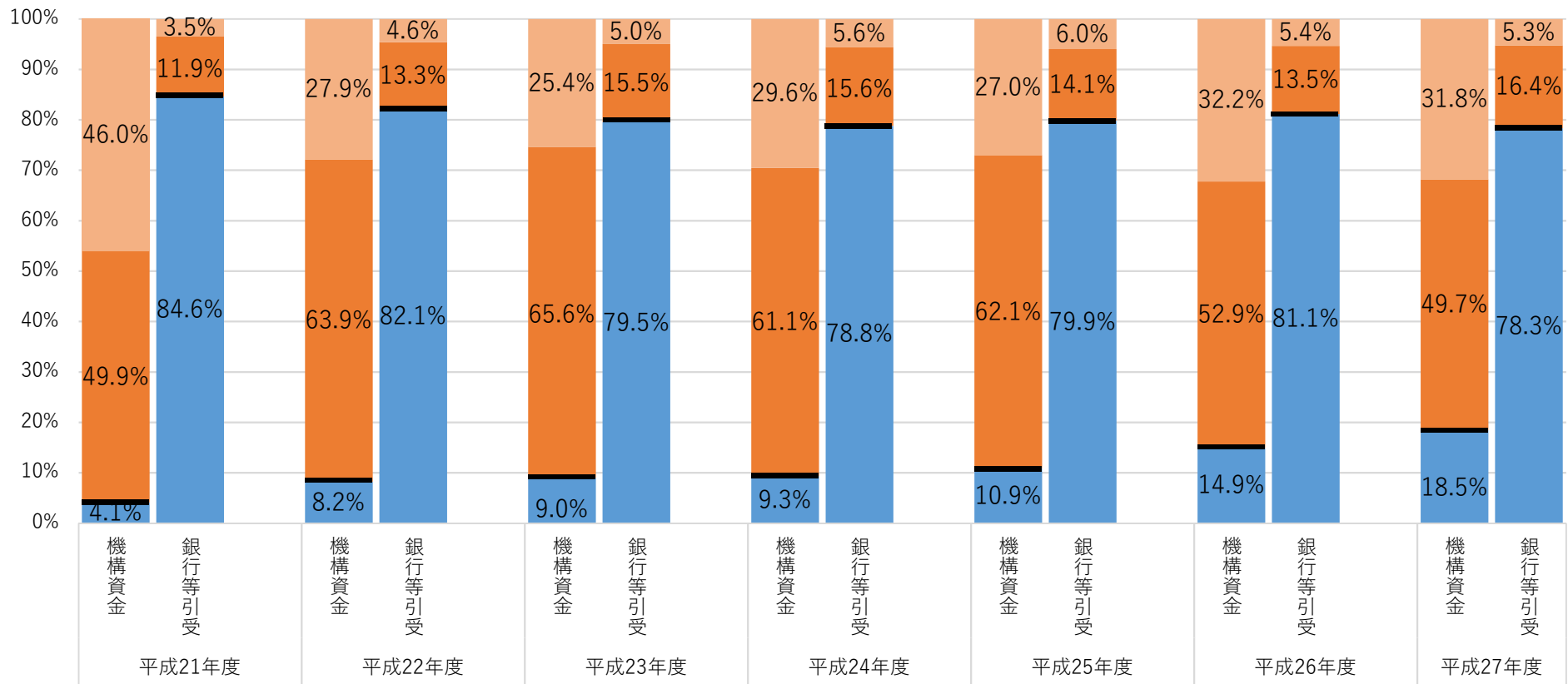


※ 東日本大震災関連（旧緊急・防災減災事業、被災施設借換債、特定被災地方公共団体借換債）を除く。

出典：地方公共団体金融機構のデータをもとに作成

機構資金及び銀行等引受の調達状況（普通会計）

- 地方公共団体による銀行等引受の資金調達は、償還期間が20年未満の資金が約8割（平成27年度：78.3%）を占めている。（平成27年度は20年以上の資金の割合が増加）
- 一方、機構からの資金調達については、20年以上の資金は低下傾向にあるものの、現在でも約8割（平成27年度：20年49.7%、20年超31.8%）を占めている。



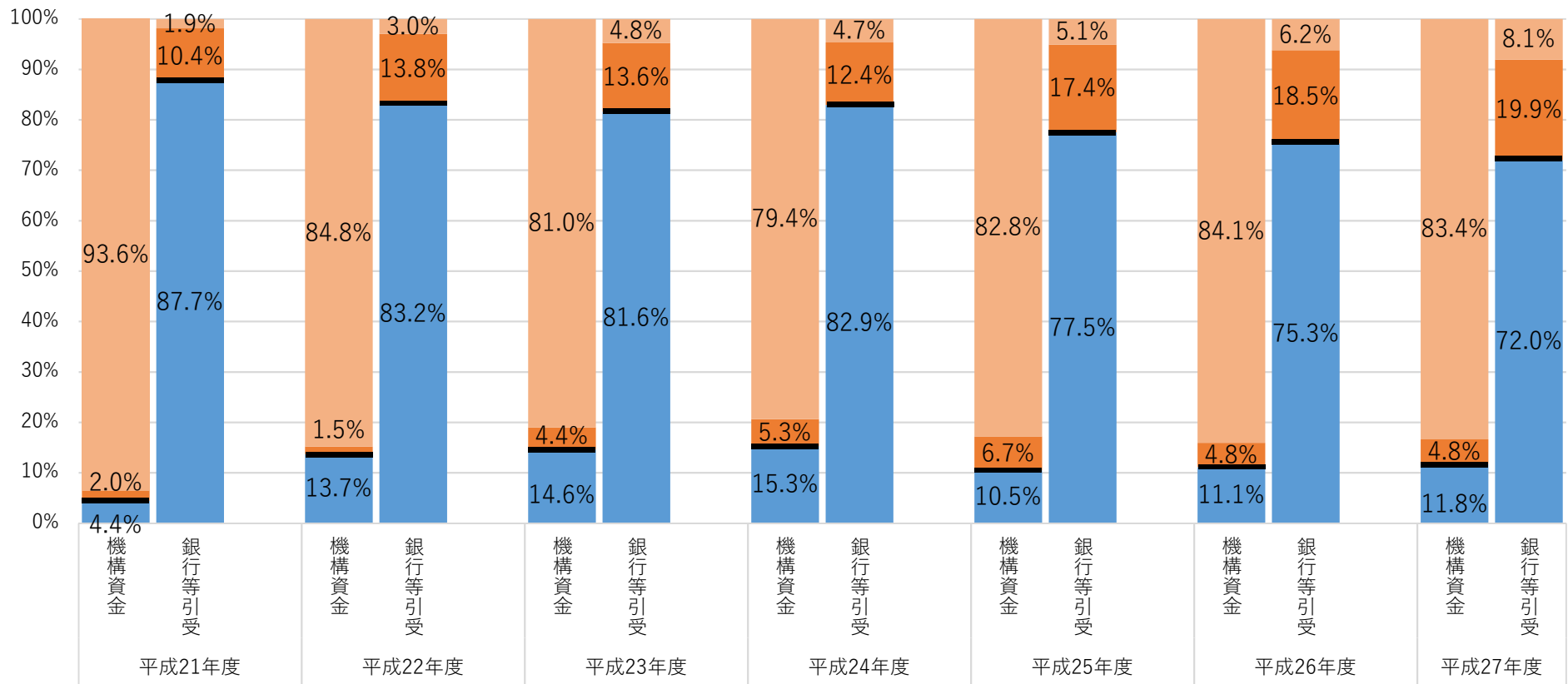
凡例：■ 20年未満 ■ 20年 ■ 20年超

※ 機構資金は、東日本大震災関連（旧緊急・防災減災事業、被災施設借換債及び特定被災地方公共団体借換債）を除く。

出典：銀行等引受借入状況調（総務省調査）
及び地方公共団体金融機構のデータをもとに作成

機構資金及び銀行等引受の調達状況（公営企業会計）

- 地方公共団体による銀行等引受の資金調達は、償還期間が20年未満の資金は低下傾向にあるものの、現在でも約7割（平成27年度：72.0%）を占めている。
- 一方、機構からの資金調達については、20年以上の資金が約9割（平成27年度：20年4.8%、20年超83.4%）と大半を占めている。



凡例：■ 20年未満 ■ 20年 ■ 20年超

※ 機構資金は、東日本大震災関連（旧緊急・防災減災事業、被災施設借換債及び特定被災地方公共団体借換債）を除く。

出典：銀行等引受借入状況調（総務省調査）
及び地方公共団体金融機構のデータをもとに作成

地方金融機構債の格付等

- 機構発足以来、国債と同等の格付を維持してきており、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、今後とも機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら、低コストで安定的な資金調達を図っていく。

国債と同等の格付

高い信用力

- ・R&I : AA+ ・S&P : A+ ・Moody's : A1 ⇒ 国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付
- ・BISリスクウェイト10%(円建ての場合) ※外貨建てまたは海外の投資家に関しては各国規制当局の確認による
- ・NOMURA-BPI(野村債券パフォーマンスインデックス)及びDBI(大和債券インデックス)は機構債券を地方債に分類

・DEALWATCH AWARDS 2013 地方債部門:Local Government Bond Issuer of the Year受賞
・キャピタル・アイ Awards "BEST DEALS OF 2013" 地方債等部門:BEST DEAL OF 2013 及び BEST ISSUER OF 2013受賞

BISリスクウェイト0%の地方公共団体のみに貸付け

資産の安全性

- ・国又は都道府県の同意・許可を受けた地方債に対してのみ貸付け
- ・地方交付税制度、地方財政健全化法で債務不履行が生じない仕組み
- ・機構法に、機構解散時に債務を完済できないときは、完済費用の全額を地方公共団体が負担する旨の規定

国内最大級の発行体として多様な年限の債券を発行

高い流動性 多彩な商品性

- ・5年債、10年債、20年債、30年債は、四半期毎に起債計画を公表し計画的に発行
- ・FLIP債、スポット債、国外債等を需要に合わせて発行
- ・フレックス枠の活用により、各種機構債の増額や追加発行等、機動的に起債

国外債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行

- 安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、国外債や地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券をはじめ、多様な形態による資金調達を実施。

国外債

為替変動リスクの回避のためのコストを含む最終的な調達コストは、ここ数年、国内投資家等の高いドル運用ニーズもあり、基本的には国内債同等もしくは下回るものとなっている。

<発行実績（平成28年度）>

①ベンチマーク債

年限	通貨	発行額	表面利率 (%)	発行日
5年	米ドル	15億ドル (1,647億円相当)	2.125	4月13日
7年	米ドル	10億ドル (1,032億円相当)	2.125	10月25日

②個人投資家向け売出外債

- ・1件 53百万米ドル 5年 (61億円相当)
- ・1件 106百万豪ドル 5年 (92億円相当)

地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

地方公務員共済組合連合会等との相対交渉により条件を決定していることから、引受手数料が発生しないことなどにより政府保証のない機構債（公募債）を下回るコストでの調達となっている。

<発行例（平成28年度）>

年限	発行額	表面利率 (%)	発行日
10年	100億円	0.260	3月28日
20年	100億円	0.741	3月28日

※ 地方公務員共済組合連合会は法令の規定により、その積立金を地方公共団体金融機構債などで運用するように努めることとされている。

小規模団体における公募債の発行

- 現在、全国型市場公募地方債の発行団体は都道府県（35団体）・指定都市（20団体）のみであり、一回当たりの発行額は最も小さいものでも50億円（平成29年度）、年度合計の発行額は最も小さいものでも100億円（同）。
- 債券市場を通じて機関投資家に販売するためには、定期的に、一定規模以上の発行を行うことが必要と考えられること等を踏まえると、財政規模の小さい市町村にとって公募債の発行は難しいのが実状。
- なお、個人向けの住民参加型市場公募地方債は市町村でも発行実績があるが、主に地域住民（個人）向けであるため、発行額が小さく、短い年限（概ね5年以下）のみで長期資金の調達にはつながっていない。

<平成29年度全国型市場公募地方債発行計画額>

団体名	発行計画額計
北海道	3,100
宮城県	950
秋田県	100
福島県	550
茨城県	600
栃木県	100
群馬県	500
埼玉県	3,600
千葉県	2,600
東京都 ^(注)	4,100
神奈川県	2,900
新潟県	1,200
福井県	430
山梨県	200
長野県	710

団体名	発行計画額計
岐阜県	350
静岡県	2,600
愛知県	3,100
三重県	200
滋賀県	100
京都府	1,900
大阪府	6,700
兵庫県	2,300
奈良県	300
島根県	400
岡山県	300
広島県	1,370
徳島県	350
高知県	100
福岡県	2,500

団体名	発行計画額計
佐賀県	100
長崎県	200
熊本県	500
大分県	300
鹿児島県	800
札幌市	1,350
仙台市	600
さいたま市	100
千葉市	700
横浜市	1,500
川崎市	1,060
相模原市	100
新潟市	200
静岡市	350
浜松市	200

(単位：億円)

団体名	発行計画額計
名古屋市	1,180
京都市	1,200
大阪市	2,300
堺市	200
神戸市	1,150
岡山市	100
広島市	700
北九州市	1,050
福岡市	1,400
熊本市	100
合計	61,650

(注) 東京都については、外債500億円を除く。

<出典>総務省

地方支援業務に対する評価

< 地方公共団体からの意見等（地方公共団体金融機構によるアンケート（平成26年12月）より抜粋） >

○意見等

- ・従前から地方債借入交渉など実務的部分に関する相談が市町村から寄せられており、金融の実務経験と専門知識を有するアドバイザーの講義は実践的で、課題解決の一助になった。
- ・実務支援、出前講座では、ただ聞くだけの研修や講演とは違い、疑問に思ったことをその都度、確認しながら進めることができたので、とても参考になった。
- ・具体事例を用いての講座は非常に有意義。
- ・人事異動や担当の変更によって起債事務に係る専門知識の継承がなされないことが課題。

○活用後の取り組み

- ・出前講座の内容を参考に指定金融機関との金利交渉を行い、金利の引き下げをすることができた。
- ・縁故債借入交渉時にスプレッド等を参考にして利率交渉することができるようになった。
- ・利率見直しの際、利率の設定方法について理解できているため、自分たちのペースで金融機関と交渉できるようになった。
- ・資金調達においては、出前講座で学んだ、銀行等引受債の借入に占める指定金融機関との相対交渉の割合やその考え方などについて、本市における相対交渉分の借入割合の設定など実際の借入事務に活かすことができた。

< 経営審議委員会の意見書（平成29年6月9日）（抄） >

一層複雑・多様化する地方公共団体のニーズを踏まえ、業務の参考となる情報の発信や新たな取組の支援に努めるなど、地方公共団体の財政運営全般にわたる課題に対応した地方支援業務の更なる充実を図ること。

(参考) 用語解説

▼デュレーション

キャッシュ・フローの平均回収年限を表すと同時に価格変動性の指標として用いられる。キャッシュ・フローの受取・支払までの期間をその現在価値で加重平均したもの。デュレーションが大きいほど金利変動に対する現在価値の変化が大きくなる。

▼デュレーションギャップ

資産（貸付）デュレーションと負債（債券等）デュレーションの差。ギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクを負うこととなる。

▼シナリオ分析

様々な将来のシナリオを想定し、経常利益や資金収支などの推移を試算、比較することにより機構の経営に反映。シナリオ想定に必要な主な前提条件として、金利シナリオ、各年度の貸付額（貸付形態）、債券発行額（年限構成）等を用いている。

▼VaR分析

Value at Riskの略。過去の一定期間（観測期間）の変動データにもとづき、将来のある一定期間（保有期間）のうちに、ある一定の確率（信頼水準）の範囲内で被る可能性のある最大損失額を、統計的手法により推定。

▼BIS リスク・ウェイト

債券の安全性を表す指標。国際決済銀行（Bank for International Settlements）に事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定める自己資本比率規制において、総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。